

# 衆議院農林水産委員会ニュース

【第 203 回国会】令和 2 年 11 月 17 日（火）、第 4 回の委員会が開かれました。

## 1 種苗法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 201 回国会閣法第 37 号）

- ・野上農林水産大臣、葉梨農林水産副大臣、池田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。  
（質疑者）田村貴昭君（共産）、亀井亜紀子君（立民）、佐々木隆博君（立民）、藤田文武君（維新）、玉木雄一郎君（国民）
- ・加藤寛治君外 2 名（自民、公明、維新）提出の修正案について、提出者君加藤寛治君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・亀井亜紀子君外 3 名（立民）提出の修正案について、提出者亀井亜紀子君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び両修正案に対し、亀井亜紀子君（立民）及び田村貴昭君（共産）が討論を行いました。
- ・亀井亜紀子君外 3 名（立民）提出の修正案について採決を行った結果、賛成少数をもって否決されました。  
（賛成－立民、国民 反対－自民、公明、共産、維新）
- ・加藤寛治君外 2 名（自民、公明、維新）提出の修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。  
（賛成－自民、公明、維新、国民 反対－立民、共産）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。  
（賛成－自民、公明、維新、国民 反対－立民、共産）
- ・宮腰光寛君外 4 名（自民、立民、公明、維新、国民）から提出された附帯決議案について、神谷裕君（立民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。  
（賛成－自民、立民、公明、維新、国民 反対－共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 田村貴昭君（共産）

- （1） 種苗法を改正し、自家増殖を一律許諾制にする目的
- （2） 主要農作物種子法を廃止する法律（平成 29 年法律第 20 号）及び農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）関係
  - ア 主要農作物種子法の廃止や農業競争力強化支援法の制定により民間企業の参入が進み公共の種苗事業が弱体化する懸念についての政府の見解
  - イ 主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴い発出した事務次官通知の撤回の必要性
- （3） 2023 年 4 月から施行される遺伝子組換え食品表示制度の改正内容
- （4） 育成者権侵害の立証に特性表が活用されることで登録品種と類似の在来品種を生産している農家が萎縮する可能性
- （5） 指定種苗制度において、ゲノム編集技術を利用して開発された種苗の表示を義務化する必要性

### 亀井亜紀子君（立民）

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 自家増殖を原則自由としている現行法を改正する理由
- イ 自家増殖の許諾制の際に許諾料の支払いが必要とされる理由

- ウ 野菜の種子においてF1品種の利用が拡大したことの是非についての農林水産大臣の見解
- エ 特性表に係る農林水産大臣の判定結果の裁判での利用の在り方及び罰則の適用における故意の証明の必要性

**佐々木隆博君（立民）**

- (1) 種苗法の一部を改正する法律案関係
  - ア 本法律案における自家増殖原則禁止の事実の有無
  - イ 稲の自家増殖における許諾料の確認
  - ウ 自家採種が基本となっている有機農業について自家増殖を例外的に認める必要性
  - エ 有機農業者が納得できる仕組みをつくる必要性
  - オ 多国籍農業関連企業による我が国における品種登録への政府の対応方針
  - カ 公的試験研究機関における種子の開発と生産を法律で担保する必要性
- (2) 公的試験研究機関が有する種苗の生産に関する知見を民間事業者へ提供する規定である農業競争力強化支援法第8条第4号の削除の必要性
- (3) 主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴い発出した事務次官通知の見直しの必要性

**藤田文武君（維新）**

種苗法の一部を改正する法律案関係

- ア 我が国の品種登録出願件数減少の原因と対応策
- イ 公的試験研究機関の競争力が低下している要因
- ウ 育種等の種苗事業における公的試験研究機関と民間事業者による供給のバランス及び役割の違い
- エ 種苗の海外への不正流出防止の実効性確保のための水際対策の在り方及び法改正による変更点
- オ 海外の品種登録制度に出願するための支援体制及びそのノウハウの蓄積の必要性
- カ 我が国と海外の品種登録制度の差異を解消していく取組
- キ 育成者の意図に反して種苗を海外で増殖された場合の対抗措置における本法律案と現行法との相違点
- ク 自家増殖の許諾料の設定を市場原理に委ねることの確認
- ケ 在来種、伝統野菜等の地域の多様な種苗の保護の在り方
- コ 遺伝子配列上異なるが特性は登録品種と同じ品種について育成者権が及ぶことの確認
- サ UPOV条約上では自家増殖は原則許諾制であるのに対し、現行法では原則自家増殖を可能とした理由

**玉木雄一郎君（国民）**

- (1) 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」で定める移動制限区域及び搬出制限区域における種卵及び初生ひなの出荷を認める条件
- (2) 種苗法の一部を改正する法律案関係
  - ア 法改正により新たに許諾が必要となる自家増殖の取組状況及び自家増殖が原因で海外に種苗が流出した事例
  - イ 自家消費を目的とした家庭菜園における自家増殖が規制の対象外であることの確認
  - ウ 在来品種と登録品種が交雑した場合には規制の対象とならないことの確認
  - エ 登録品種における公的試験研究機関の育成品種の割合
  - オ 法改正により必要となる許諾申請数の見通し
  - カ 許諾料の高額化を防ぐために国から公的試験研究機関に向けてガイドラインを提示する必要性

- キ 公的試験研究機関への国の財政的支援について法律に明記する必要性
  - ク 意図せず登録品種を外国人に販売したホームセンター等の販売員が刑事罰に課せられないように適切に制度を運用する必要性
- (3) 農業競争力強化支援法関係
- ア 第8条第4号に基づき種苗の生産に関する知見を海外の民間事業者へ提供した事例の有無
  - イ 知見の提供の際における目的外使用及び第三者譲渡の禁止を盛り込んだ共同研究契約締結の徹底の必要性